

表紙

町道海岸連絡線が開通しました

住民のみなさまに広く利用いただいております。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について
広報岬だよりに掲載している記事や広告の内容が変更されたり、各種相談・
イベントなどが、中止・延期になる場合があります。最新情報は、町ホームペー
ジや各種公式ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。



もくじ

新型コロナウイルス感染症対策における	
岬町の独自支援施策(第2弾)について	P2
お忘れではないですか?特別定額給付金	P3
みさき公園撤退問題に対するお問い合わせについて	P4~5
イベント・催し情報	P6~7

まちのできごと	P8~9
おしらせ	P11~17
各課業務内容のご案内	P18~19
今月のカレンダー	P20
各種相談	P21

新型コロナウイルス感染症対策における 岬町の独自支援施策(第2弾)について

外出自粛要請などの国の緊急事態宣言が解除されたものの、新型コロナウイルスの感染が未だ終息の見通しが立たず、引き続き住民の方の生活や中小・自営業者等のみなさまに影響をおよぼしている状況にあります。このような状況を鑑み、町独自の支援施策第2弾として以下の取り組みを実施します。

掲載情報は令和2年7月20日時点のものです。新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は町ホームページでご確認ください。

■全住民に5千円分の商品券の配布(1回限り)

感染症防止のための活動自粛に伴う家計への負担や地域経済への影響を鑑み、家計を支援するとともに地域における消費を喚起し地元事業者を応援するため、全住民に町内店舗を限定して使用できる商品券(1人あたり5千円分)を配布します。

▶**対象**／基準日(令和2年8月1日)において、住民基本台帳に記録のある方または基準日の翌日以後より令和2年10月31日までに住民基本台帳に記録されることとなった方

▶**利用期間**／令和2年9月1日から11月30日まで(有効期間3か月)

▶**配布方法**／世帯主に対して、商品券を8月上旬(予定)から簡易書留郵便にて送付します。

基準日の翌日以降10月31日までに住民基本台帳に登録された方には、随時簡易書留郵便にて送付いたします。(商品券の使用可能期間が短くなりますが、ご了承ください。)

▶**使用場所**／町内にある小売業・サービス業・飲食店などの店舗(ただし、一部使用できない店舗があります。)

▶**問合せ**／暮らし応援商品券事務局 ☎468-9692

■10万円がもらえない子どもへの支援(令和2年度末まで)

現在、岬町では出産された方に対して、第1子・第2子は5万円、第3子以降は10万円の出産祝金を交付しておりますが、国が1人10万円を支給する特別定額給付金の対象とならない基準日の翌日以降に生まれた子どもを対象に、出産祝金を10万円に拡充して支給します。

▶**対象**／特別定額給付金の基準日翌日の令和2年4月28日以降に生まれた子ども(ただし第1子、第2子に限ります。第3子以降は現行どおり10万円)

▶**申請**／出産祝い金の申請が必要です。詳細は下記までお問い合わせください。

▶**支給時期**／申請受付後、随時

▶**問合せ**／企画地方創生課 ☎492-2775

■事業者支援金の支給(1回限り)

国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金または休業要請外支援金の対象とならない町内の事業者で、令和2年4月または5月の売上が対前年同月対比で1%以上50%未満の減少、かつ売上減少額が20万円以上の事業者には、一律20万円を支給します。

▶**申請期間**／令和2年7月15日～8月12日

▶**申請方法**／岬町ホームページをご確認ください。

▶**問合せおよび申請先**／岬町商工会 ☎492-3311

■準要保護児童生徒等への支援(1回限り)

要保護児童生徒の学校臨時休業期間中における給食費が、例外的に学校給食が実施されたものとみなして支給されたことに伴い、就学援助費および特別支援教育就学奨励費を受給されている方を対象に、学校臨時休業期間中の給食費相当額を支給します。

▶**対象**／就学援助費および特別支援教育就学奨励費を受給されている方

▶**申請**／原則申請は不要です。

▶**支給時期**／7月下旬ごろ(1回限り)

▶**問合せ**／学校教育課 ☎492-2719

■障がい児等への支援金の支給(1回限り)

障がい児等を扶養する家庭の経済的な負担を軽減するため、特別児童扶養手当受給者または身体障害者手帳等を所持している20歳未満の子どもの親権者を対象に子ども(障がい児等)1人あたり1万円を支給します。

▶**対象**／特別児童扶養手当受給者または身体障害者手帳等を所持している20歳未満の子どもの親権者

▶**申請**／原則申請は不要です。

▶**支給時期**／7月下旬ごろ(1回限り)

▶**問合せ**／子育て支援課 ☎492-2709



お忘れではないですか？

特別定額給付金 一人あたり10万円の給付

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人あたり10万円給付の特別定額給付金事業が実施されています。

給付対象者

○基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている方

受給権者

○給付対象者の属する世帯の世帯主

申請方法

○オンライン申請

マイナンバーカードおよびスマートフォンまたはICカードリーダーを備えたパソコンが必要です。

○郵送申請

申請書は5月18日に住民基本台帳に記録されている住所へ一斉送付しています。

お手元に届いていない場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

申請期限

○8月24日(月)

申請期限を過ぎますと特別定額給付金の給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

▶問合せ／岬町特別定額給付金担当 ☎468-9692

■町のコロナウイルスに関する電話相談窓口

○保健センター ☎492-2424 ☎492-2433

○危機管理担当 ☎492-2759 ☎492-5911

(受付日時:平日9時～17時30分)

■新型コロナに感染した疑いがある場合

○大阪府「新型コロナ受診相談センター」☎06-7166-9911 ☎06-6944-7579

(受付日時:土・日・祝日を含めた終日)



みさき公園

撤退問題に対する

お問い合わせについて

南海電気鉄道株式会社(以下「南海」という。)のみさき公園事業からの撤退の経過については、昨年春に開催したタウンミーティング、岬だより(昨年11月号および今年5月号)におきまして、住民のみなさまにご報告をさせていただきましたが、その後もみさき公園撤退の経過などについてお問い合わせをいただいていることから、改めて主な問い合わせ事項について、町の基本的な考え方や対応結果をご説明させていただきます。

なお、現在、新たなみさき公園構想の早期実現に向けた取り組みを進めているところであり、その取り組み内容については、別途ご説明申しあげることとしております。

**Q. 町は公園事業の
存続に関心がなく、
公園用地の町有化に
固執したのか？**

みさき公園は、公園用地や全ての公園施設を南海が所有し、町は南海から公園用地を借地するいわゆる「借地公園」の形態で都市公園を開設し、南海に公園運営を委託してまいりました。

南海の公園事業撤退表明(昨年3月26日)を受けて、町は公園存続を最優先する考えのもと、後継事業者の確保を即座に南海に求めました。

都市公園法の規定では、

借地公園において土地の賃借契約の終了または解除により土地にかかる権原が消滅した場合、都市公園を廃止することができません。将来、土地所有者の意向により土地契約が解除され都市公園が廃止されることのないよう公園用地の所有権を町に譲渡(無償譲渡)することをあわせて要望しました。

これは、町が本来の都市公園管理者として、また、都市公園事業継続のために必要な公園用地の譲渡を求めたもので、みさき公園を今後も存続させるためのものです。

この要望に対して、南海は町の都市公園存続の考えを理解し、引き続き都市公園

用地として利用することを条件に無償譲渡にに応じていただいた次第であります。

なお、公園用地については、将来公共または公益上の必要が生じたときは南海と用途の転用について協議することができることになっております。

**Q. 公園用地が町有
地となれば税収が
減って、町の財政が悪
化するのでは？**

公園用地は南海の所有であったことから、南海からの固定資産税は町の収入となっていました。今後、町有

地となることからその税収相当分は減収となります。

この固定資産税の減収については、国の地方財政措置の一環として地方交付税制度に基づき減収補てんされます。具体的には、固定資産税減収分の4分の3相当額が地方交付税として交付され減収補てんされます。

このたびの南海からの土地の無償譲渡は、町の資産価値を増やすとともに、交通便利性のよいみさき公園駅前のまとまった公共用地は、将来のまちづくりに大きな可能性をもたらすと考えています。

また、公園用地を所有しなければ、町が安定的に都市公園を継続できなくなるお

それがあることは、前述のとおりであります。

**Q. みさき公園事業
を継続する後継希望
事業者があつたが、町
は厳しい条件を提示
し、また、交渉責任を
逃れるために、話し合
いを断つたのか？**

当時のみさき公園は、園内の公園施設や動物は全て南海が所有し、従業員の雇用や園内事業者との契約などについても全て南海が行ってまいりました。

後継事業者が公園運営を継続する場合、これらの南海



所有の公園施設を引き継ぐために必要な条件を協議することとなりますが、これらの条件を交渉する権限は町にはないことから、町が直接後継事業者と協議するのではなく、まず南海が後継事業者と必要な協議を行うことを求めました。

この方針のもとで、南海は公園事業に関心を示す事業者をさがし、1事業者が公園運営に関心を示しました。その事業者は、公園用地が町所有地になることを理解のうえで南海と協議を進められました。協議の途中から事業継続の安定性確保を理由に公園用地の所有権取得を必須条件とする方針に変更されました。

町は、相手側の公園事業継続の安定性を確保する要望に応えるため、長期的な土地使用を認める代替案を南海を通じて提示しました。しかしながら相手側は土地所有権の取得を必須条件とする方針に変わりなく、その後協議は進展せず、南海から公園事業撤退までに残され

た時間も少なく、閉園準備を進める旨の報告(昨年7月10日)を受けました。

町は相手側の要求に対し南海を通じて代替案の提示を行いました。相手の方針は変わらず後継事業者の確保に至りませんでした。

Q.住民はこれまでのような動物や遊具、プールのある公園を望んでいる。住民の声を無視して町は自然公園にするのか。

南海からは、みさき公園の運営において毎年2〜4億円の赤字を計上し、33億円

の累積赤字を抱える状況に陥ったことが、今般のみさき公園事業撤退の主な要因と説明を受けておりました。

公園施設の老朽化も進んでおり、プール施設においては、2年前の台風被害により昨年度は休業とするなど、再開には損傷箇所の修繕費用だけでも数千万円を超え

る費用が必要となる旨を南海から説明を受けておりました。

また、既にご説明したとおり、みさき公園事業を希望する後継事業者を南海に探しただけでしたが、残念ながら後継事業者を確保することができませんでした。

町は都市公園継続を基本方針としておりますが、今般のみさき公園と同様に動物や遊具などの公園施設を維持しながら運営を継続することは、厳しい財政状況においては困難であり、やむを得ず都市公園法に定める原状回復義務規定に基づき、南海に公園施設の撤去を求め、新たな公園づくりをめざすことといたしました。

町は、民間の力を最大限活用した「新たなみさき公園」構想の早期実現に向けた取り組みを進めているところであり、それまでの間は住民のみなさまが憩える緑地などとしてご利用いただく予定であります。

Q.南海のみさき公園撤退の協議を町長と一部職員で決めたのか。

南海の令和2年3月末の公園事業からの撤退表明を受け、町と南海とは限られた期間内に、公園事業から撤退に至る要因、みさき公園が抱える問題点や課題、後継事業者の確保および園内事業者との調整など、必要な協議事項を円滑に集中的に行う必要がありました。

こうした協議事項の中には、民間事業者の事業活動や経営ノウハウに関わる非公開事項に該当するものもあり、協議方法や取り扱いについて行政内部で慎重に検討を行い、今後の南海との協議内容や協議結果が町行政の推進に影響を与える部署や、今まで南海と都市公園に関連する協議経験を有する職員の中から担当者を選定し、南海と協議を進めることとした次第であります。また、南海からも協議を担当す

る部署や人数を制限する旨が求められておりました。

南海との交渉経過やその内容は、南海と調整のうえ可能なものについては、議会への報告や広報紙による報告を行ってまいりました。

また、議会において公園用地の無償譲渡(寄附行為)を受ける承認に係る議決を経るなど、必要な手続きを全会一致の賛成をいただき進めてまいりました。

以上が、みさき公園撤退問題に対するお問い合せについての町の基本的な考え方と対応結果となります。今後、新たなみさき公園整備に向けた取り組みを進めてまいりますので、引き続きご理解をいただきますようお願いいたします。

▼問合せ／産業観光促進課
☎49212749



8・9月の イベント・ 催し情報

8月31日までの日程は
カレンダー(20ページ)に
掲載しています。

多奈川小学校 PTA主催廃品 回収のお知らせ

令和2年度第1回目の多奈川小学校PTA主催の廃品回収の実施を予定しています。

回収の方法は、現在、学校・PTAにて検討中です。状況を見ながら、何とか回収できる方法を考えております。決定しましたら、多奈川地区に各戸配付しております学校だより、多奈川地区の各掲示板にてお知らせします。

なお、回収内容は、アルミ缶、ビール瓶、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、牛乳パック(切り開いてください)です。廃品回収の収益金は、子どもたちの

為に有意義に活用させていただきます。

みなさまのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

▼実施予定日時／9月6日(日)8時～

▼問合せ／多奈川小学校 ☎495-5028



令和2年度 岬町健康長寿まつり 中止のお知らせ

例年9月に開催していましたが、岬町健康長寿まつりは中止とさせていただきます。

▼問合せ／保健センター ☎492-2424



広報岬だより掲載広告募集中

広報岬だよりにて毎月有料広告を掲載しています。町の広報紙を使って、あなたの会社の情報をアピールしませんか。

■広告の規格

団体名
縦47ミリメートル×横183ミリメートル
縦47ミリメートル×横90ミリメートル



■問合せ

- 合同会社 IM総合企画 ☎275-5449
- 株式会社 宣成社 ☎06-6222-6888
- 岬町商工会 ☎492-3311

岬だより掲載記事の訂正について

岬だより7月号7ページ上段の「療養病床に入院したとき」の表において、「標準負担額(1食当たり)」と掲載させていただきましたが、正しくは「居住費(1日当たり)」です。訂正させていただくとともに関係者のみなさま方にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

▶問合せ／保険年金課 ☎492-2705

岬だより6月号P5掲載「岬マンドリンギタークラブ記念演奏会中止のお知らせ」の問合せ先に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。訂正してお詫び申し上げます。

(誤) (木下) ☎474-5558

(正) (木村) ☎474-5558

▶問合せ／生涯学習課 ☎492-2715



関西国際空港をご利用になられるお客様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、空港をご利用になられるお客様へのお願いです。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

■マスクの着用

ターミナルビルへご入館の際は必ずマスクを着用してください。

※乳幼児または着用が難しい理由のある方を除きます。

■手洗い・消毒

手洗い、消毒液による手指の消毒を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

■ソーシャルディスタンス

他のお客様との距離を確保してください。保安検査場や、搭乗待合スペース等においては、ソーシャルディスタンスを呼びかけするシールを張り付けています。



■体調管理

発熱など体調不良の方はご来館をお控えください。

空港にて実施中の感染症対策は右記二次元コードよりご確認ください。



関西国際空港は、お客様に安心してご利用いただけるよう、お客様および従業員の安全を最優先に考え対策に取り組んでまいります。

■KIXでの感染症対策および最新情報はこちら

<https://www.kansai-airport.or.jp/notices/covid-19>

▶問合せ／関西国際空港
案内 ☎455-2500



Kansai Airports SORAYAN

食生活改善Berryげんき隊員募集

～新しい生活をチャンスに変えて、ちょっとした知識で毎日を健康に、笑顔に!!～

Berry元気隊セミナーは、食と健康について様々なことを学ぶ場です。

「今だからできる大切にしたい、毎日」をモットーに、家庭で元気になるひと工夫と一緒に学びませんか。ぜひ、ご参加ください。

▶問合せ／保健センター
☎492-2424



図書室だより



本の紹介

アーモンド

著者:ソン・ウオンピョン

十字架のカルテ

著者:知念 実希人

南海沿線の不思議と謎

著者:天野 太郎

本のリクエストを受け付けています。

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館の本も借りることができます。お気軽にリクエストください。

▶淡輪公民館・図書室 ☎494-0300





受賞おめでとうございます

令和2年憲法記念日知事表彰において、村田 保さん、森本 眞美子さんが大阪府知事より表彰されました。村田 保さんは、長年、漁業の職務に精励し、本町の水産業



町長に受賞報告する村田さん

振興に大きく貢献されました。森本 眞美子さんは、長年、福祉の職務に精励し、本町の地域福祉の増進に大きく貢献されました。お二人の永年のご労苦に深く敬意を表します。おめでとうございます。

▶問合せ／まちづくり戦略室町長公室担当 ☎492-2769



町長に受賞報告する森本さん

ご寄附ありがとうございました

新型コロナウイルス感染予防のため、マスクなど多数ご寄附いただきました。

岬町では引き続き新型コロナウイルス感染予防対策に取り組むとともに、寄贈品を感染症予防に役立ててまいります。ありがとうございました。

ご寄附いただいた団体様(順不同)

団体名	寄贈品
株式会社オリオン様	マスク 5,300枚
株式会社アルファ様	マスク 2,000枚
株式会社KDP様	フェイスガード 10枚
公益社団法人 泉南青年会議所様	マスク 2,500枚
株式会社 第一精工舎様	銅殺菌グッズ 300個
株式会社くら寿司様	微酸性電解水

▶問合せ／保健センター ☎492-2424





ご寄贈いただきました

令和2年5月22日、岬町健康ふれあいセンターへ網戸が寄贈されました。寄贈されました網戸は、岬町健康ふれあいセンターのフィットネススタジオに設置しております。

ご寄贈ありがとうございました。

▶問合せ／福祉課福祉係 ☎492-2700

株式会社プラス様より ご寄附いただきました

道の駅みさきの指定管理者である株式会社プラス様より、レジ袋の販売に伴う収益金38,433円を「地球温暖化対策事業に活用いただきたい」とご寄附いただきました。いただいた寄附金については、株式会社プラス様の地球温暖化対策の趣旨に添う事業で活用させていただきます。

▶問合せ／産業観光促進係 ☎492-2749



台風対策は万全ですか？

昨年の台風では、東日本を中心に全国各地で大雨による浸水や土砂災害、暴風や高潮等によって甚大な被害が発生したところですが、傾向として台風が接近する前から強い雨が降り出し、長く降り続くことが多く、台風が通過するときには一層激しい雨となり大きな災害につながっています。

また、強風による飛散物で人的被害も多く発生していますので、外出を控えてテレビやラジオ等による気象情報に注意し、自身の身を守る行動を取ってください。

さらに、災害により被害を受けた家屋の屋根に登って状況の確認をしたり、修理を試みたことにより転落して負傷してしまう二次災害も多く発生しています。日頃から防災のための対策を立てておき、被害を最小限に食い止めるよう心がけましょう。

■防災対策

- 屋根瓦などを点検し、雨どいや周辺の排水路などの清掃をしておきましょう。
- 風で飛ばされそうな、物干し竿、プランター、ごみ箱などは固定するか収納しておきましょう。

○災害避難時に備えて懐中電灯、ラジオ、飲料水、医薬品など必要なものを、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

○事前に学校や公民館などの避難場所を確認しておき、危険を感じたらすぐに避難しましょう。その際は、増水した河川など危険な場所には近づかないようにしましょう。



非常持出品の一例

▶問合せ／泉州南広域消防本部 警防部警備課 ☎462-1080(直通)、☎469-0119(代表)、FAX 460-2119



- 火災・救急・救助は局番なしの☎119番
- 携帯電話からも局番なしの☎119番
- 医療機関照会・救急医療相談は「救急安心センターおおさか」
- 携帯電話・プッシュ回線からは「☎#7119」
- IP電話・ダイヤル回線からは「☎06-6582-7119」



地域の子育て 応援します!

親子で気軽に遊びに来てください。子どもたちは、「見て・触れて・感じて!」いろいろな事を学びます。保護者のみなさんと一緒に悩み・考え・学びながら子育てを楽しみましょう。そして大切な子どもたちを地域で温かく見守り育てていきましょう。

親子の交流・仲間づくりの場 出張ほのぼのクラブ

親子の交流、仲間づくりの場としてご利用ください。

▶日時／〇8月12日(水) 10時30分～11時30分

保健師の育児相談があります。

〇8月26日(水) 10時30分～11時30分

わらべ唄遊び、絵本等の紹介と栄養士による栄養相談。

〇9月9日(水) 10時30分～11時30分

保育士によるふれあい遊びがあります。

▶場所／望海坂第1集会所

▶参加費／1家族につき年間300円いただきます。(令和3年3月末まで)

▶問合せ／保健センター ☎492-2424

8月は、「こども110番月間」です。

～家庭で心がけ、こどもたちに伝えましょう～

①一人で遊びません。

②知らない人について行きません。

③つれて行かれそうになったら大声を出してたすけをもとめ、

「こども110番の家」へにげこみます。

④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます。

⑤お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。

※こどもたちが登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。

5つの約束
まもろうね!



こども110番

▶問合せ／生涯学習課
☎492-2715

アップル館からお知らせ

夏休みの課題図書(小学1年～6年)を貸し出しています。

夏休みの課題図書の貸し出しは1週間です。

〇らくがきクラブ

▶日時／8月9日(日)14時～15時

※汚れても良い服装でお越しください。

※申し込みは不要です。

〇定例おたのしみ会

▶日時／8月22日(土)14時～15時

▶内容／おはなし会と工作をします。

※府立図書館、公民館へのリクエストを受け付けています。

※休館日は岬だよりのカレンダーかアップル館ホームページをご覧ください。

▶問合せ／アップル館 ☎492-6050(FAX共)

〇親子で楽しむ“わらべうた”

▶日時／8月23日(日)14時～14時30分

▶対象／乳児(0才～1才)

☆例年開催している「手づくり紙芝居教室」・「夏休みおはなし会 全6回」は中止いたします。



税



8月の納税

町府民税(第2期分)

▼納期限／8月31日(金)

納期限までに、お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ(PayPay・LINE Pay・Pay B・支払秘書)にて納付願います。

銀行口座振替または、郵便局自動払込をご利用の方は、預貯金残高をお確かめください。振替日または払込日は、8月31日(金)です。

▼問合せ／税務課 納税係 ☎ 492-2765

年金



国民年金保険料の産前産後の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産後の一定期間の国民年金保険

料が免除される制度が平成31年4月から始まりまし

た。出産予定日または出産日

が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合

は、出産予定日または出産日

が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85日(4か月)以上

の出産をいいます。(死産、流産、早産された方も含みます。)

対象となる方は「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

になります。出産予定日の6か月前から手続きができません。母子手帳をお持ちになり、役場の国民年金担当窓口

に届出をしてください。

▼問合せ／貝塚年金事務所 ☎ 431-1122

役場保険年金課 ☎ 492-2705

2705

431-1122

492-2705

492-2705



はじめての複式簿記(入門編)

WEB会議での同時受講もOK

この教室は、初めて簿記を学ぶ個人事業者の方を対象に、簿記の基礎知識と複式簿記での記帳に至るまでを6回に分け開催します。

経営の充実および青色申告特別控除55万円(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでいただくことをお勧めいたします。

▶日時／9月28日(月)、10月1日(木)、5日(月)、8日(木)、13日(火)、16日(金)

各日13時30分～16時

▶場所／泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣)

▶講師／近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

▶受講料／無料(ただし、教材費2445円(税込)を負担していただきます。)

▶申込条件／個人事業者(事業専従者を含みま

す。)に限ります。

▶会場定員／20名(先着順です。)

▶申込方法／8月5日(水)～8月31日(月)の間、受講者の連絡先等を下記申込先へ電話またはFAXにてお申し込みください。

▶問合せ・申込み先／公益社団法人泉佐野納税協会 ☎462-0634、FAX462-9673



消費税および地方消費税の中間申告について

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。中間申告の方法については、「前年実績による中間申告」と「仮決算に基づく中間申告」の2つの方法のいずれかによることができます。

なお、「令和元年分の確定消費税額」とは、令和元年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

1 前年実績による中間申告

令和元年分の確定消費税額に応じて、次の表により算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

なお、令和元年分の確定消費税額が400万円超となる場合の中間納付税額等については、税務署までお問い合わせください。

令和元年分の確定消費税額	48万円超 400万円以下
中間申告・納付の回数	年1回
中間納付税額	令和元年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額
申告・納付期限	令和2年8月31日(月)
	令和2年9月28日(月) (振替納税利用の場合の振替日)(注)

(注)新たに振替納税を利用するには納付期限(令和2年8月31日(月))までに、「振替納税依頼書」の提出が必要です。

2 仮決算に基づく中間申告

「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)また、仮決算による中間申告書は、提出期限までに提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り扱いについて

新型コロナウイルスの影響により、業績が悪化しているような場合には、上記2の「仮決算に基づく中間申告」の方法によることをご検討ください。また、一時に納付することが困難な場合は、申告期限までに税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります。その他新型コロナウイルス感染症に関連した税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ(特集:新型コロナウイルス感染症に関する対応等について)をご覧ください。税務署までお問い合わせください。



国税庁
ホームページ

▶問合せ／泉佐野税務署 ☎462-3471



募集



岸城中学校 夜間学級生を募集

大阪府内に住み、義務教育の年齢(満15歳)をこえている人のうち、いろいろな事情で中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人を対象に、夜間に中学校教育を行っています。

日常生活に必要な基礎的な学力や知識を身につけることができ、中学校の卒業資格を取ることができます。

「あいうえお」から勉強でき、授業料は無料です。
▼**授業時間**／月曜日～金曜日の17時30分～20時30分
▼**入学受付期間**／8月24日(月)～9月10日(木)※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※入学についての問い合わせ、相談については随時受け付けております。
※入学許可申請書は、

岸城中学校(岸和田市野田町2丁目)と教育委員会総務課にあります。

▼**申込み・問合せ**／○岸城中学校 ☎4381655
3 (夜間学級専用) 12時30分～21時)
○岸和田市教育委員会 総務部 総務課 学事担当 ☎42319607 (9時～17時30分)



8020歯の健康コンテスト開催のお知らせ 参加者募集

▼**対象者**／①・②の全てに該当する方

①岬町にお住まいの80歳以上の方(令和3年3月31日まで)

②ご自分の歯が20本以上ある方

▼**応募方法**／歯の健康アンケートハガキを保健センターまでお送りください。

アンケートハガキは保健センター窓口・役場総合案内・役場高齢介護係・淡輪公民館・文化センター・ピアッツア5および町内歯科医院にあります。詳しくはお問い合わせください。

ご応募いただいた方には参加賞をご用意しております。

▼**締め切り**／8月21日(金)まで ※表彰は11月頃に予定しています。

▼**問合せ**／保健センター ☎49212424



岬町健康づくり委員会の公募委員を募集します!

岬町では、健康増進法に基づく住民の健康増進の推進に関する施策等についての保健医療行政の推進にあたり、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、岬町健康づくり

委員会を設置しています。この会議に、委員として参画していただける方を次のとおり募集します。

▼**応募資格**／次の要件をすべて満たす方

①町内在住の18歳以上の方(令和2年4月1日現在)

②健康づくり等保健医療施策に関心のある方

③平日昼間の会議に出席が可能な方

④地方公共団体の議員または常勤の職員でない方

▼**募集人数**／1人

▼**任期・会議**／委嘱の日から令和4年5月末まで、会議は年1回程度開催予定

▼**応募方法**／「岬町健康づくり委員会委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、「がん検診の受診率向上、医療費

の増加抑制、歯の健康など健康づくりに関するあなたの意見・提言」などを800字程度(様式は自由)にまとめ、持参、郵送または電子メールで提出してください。(ファックス

による応募はできません。)

応募用紙は保健センターの窓口で配布します。また、岬町のホームページからもダ

ウンロードできます。(http://www.town.misaki.osaka.jp)

▼**応募期限**／8月14日(金)

○持参の場合の受付時間は9時～17時30分(土・日・祝を除く。)

○郵送の場合は当日必着

○電子メールの場合は、8月14日(金)17時30分までに受信したもの

▼**提出先**／〒599103 11 岬町多奈川谷川242 413 保健センター ☎49212424、☒hokencenter@town.osakamisaki.jp

▼**選考**／提出された作文等により行い、選考結果については、全応募者に対し郵送で通知します。提出された作文は返却いたしません。

▼**問合せ**／保健センター ☎49212424



泉州南消防組合 職員採用試験

- ▼試験職種／消防職員
- ▼採用人員／10名程度
- ▼受験資格／平成7年4月2日〜平成15年4月1日までに生まれた人
- ▼試験日／(第1次)令和2年9月20日(日)
- ▼場所／泉佐野市立佐野中学校
- ※第2次試験の日時および場所については、第1次試験合格者へ後日連絡します。
- ▼申込書の配布／泉州南広域消防本部総務部総務課および各消防署にて配布しています。
- ※ホームページ(<https://www.senshu-minami19.jp/>)からもダウンロードできます。
- ▼申込方法／令和2年8月3日(月)〜14日(金)までに泉州南広域消防本部総務部総務課へ持参または郵送。
- ※郵送の場合は、8月14日(金)までの消印のあるものに限り有効です。
- ▼問合せ・申込み／泉州南広域消防本部総務部総務課
〒598-10048 泉佐野

市りんくう往来北1番地の20
☎462-11050または4
69-10119(音声ガイダンス後、「2」)



放送大学 入学生 募集のお知らせ

放送大学は、10月入学生を募集しています。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

▼問合せ／資料を無料で差しあげています。お気軽に放送大学大阪学習センター(☎06-6773-6328)までご請求ください。※出願期間は、第1回は8月31日まで、第2回は9月15日まで。

府立南大阪高等職業技術専門校 生徒募集・見学会開催

■空調設備科 生徒募集(令和2年10月入校)

- 訓練期間:1年
- 募集定員:30名
- 対象者:18歳以上

■募集日程

9月選考①

- 願書受付:7月27日(月)~8月25日(火)
- ※原則として居住地を管轄するハローワークで受け付け。
- 募集人数:10名程度
- 選考試験:9月3日(木)
- 合格発表:9月9日(水)
- 入校日:10月9日(金)

9月選考②

- 願書受付:8月26日(水)~9月15日(火)
- ※原則として居住地を管轄するハローワークで受け付け。
- 募集人数:若干名
- 選考試験:9月24日(木)
- 合格発表:9月30日(水)
- 入校日:10月9日(金)

■授業料

年間11万8800円(月額換算9900円)
※所得等による免除制度あり。別途、教科書等の実費が必要。

■入校選考料

2200円

■入校料

5650円

■見学会(日時)

- ①8月21日(金)
- ②9月7日(月)(各日とも13時30分~、定員20名)
- ※事前申込要(電話またはメール)、参加費無料

■問合せ

大阪府立南大阪高等職業技術専門校(和泉市テクノステージ2-3-5)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka/>
☎0725-53-3005、FAX0725-53-3015



子どもを見守る 「学校安全ボランティア」してみませんか？

黄緑のベストを着て、通学路に立ち、こどもの登下校を見守ってくださっている方を見たことがありますか？「学校安全ボランティア」は、こどもたちが安全に学校に通えるように、協力して下さっているボランティアのみなさんです。

朝や昼間の少しの間、子どもたちのためにご協力いただけませんか？

詳しいボランティア内容につきましては、担当課までお問い合わせください。



■新たな見守りボランティアを探しています！！

先日開通された淡輪海岸連絡線。交通が便利になったことにより、交通量も増えました。

町道との交差点は通学時も交通量が多く、そこで見守り活動を手伝ってくださるボランティアさんを募集しております。担当課までご連絡ください。

▶問合せ／生涯学習課
☎492-2715



特別障がい者手当・障がい児福祉手当・ 経過的福祉手当の現況届について

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方は、受給資格確認のために現況届(所得状況届を含む)を提出することになっています。現況届に必要な書類を送付しますので、必ず提出してください。現況届が未提出の方は、提出されるまでの間、手当を差し止めることがあります。

▶提出期間／8月3日(月)～14日(金)

▶提出先／岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係

なお、特別障がい者手当、障がい児福祉手当とは下表の通りです。

特別障がい者手当／月額27,350円	
支給対象	満20歳以上の在宅の方で、身体または精神に著しく重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方。
支給制限	①病院等に3ヶ月を超えて入院している方。 ②施設に入所している方。 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方。
障がい児福祉手当／月額14,880円	
支給対象	満20歳未満の在宅の方で、身体または精神に重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時の介護を必要とする方。
支給制限	①障害年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている方。 ②施設に入所している方。 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方。

▶問合せ／大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課 ☎441-2760

または岬町役場しあわせ創造部福祉課福祉係 ☎492-2700

福祉



被爆二世健康診断

▼対象者／府内に在住する被爆二世で受診を希望される方。

▼申込み／9月1日(火)～10月30日(金)の期間に最寄の保健所で受け付けます。(実父母の被爆者健康手帳の番号と受診申込者の印鑑が必要です。)

▼実施日および健診場所／申し込みをされた後、本人に直接通知します。

▼費用／無料

▼問合せ／大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課 疾病対策・援護グループ ☎06-6944-9172(直通)



その他



大阪880万人訓練

今年も左記のとおり大阪880万人訓練を実施します。

ただし、新型コロナウイルスの感染が拡大し、警戒が必要となった場合は訓練を中止することもあります。

▼実施日／9月4日(金)

9時30分地震発生

9時33分頃 大津波警報発表

※訓練用の「エリアメール」/緊急速報メールが携帯電話など(対応機種のみ)に届きます。

▼訓練の想定／南海トラフ巨大地震

▼目的／府民が、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの身を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。

▼実施主体／大阪880万人訓練実行委員会

▼問合せ／危機管理担当 ☎492-2759

防災情報メールおおさか防災ネットについて

■「防災情報メール」の配信

携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に事前登録すると、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報がメール配信されます。

なお、登録料は無料ですが、メール受信にかかる通信料は利用者負担となります。

▶登録方法／「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信して手続きを行ってください。

バーコードリーダー機能付きの携帯電話は、右記ORコードを読み取り送信することができます。



注意：迷惑メール対策としてドメイン指定受信をされている方は、あらかじめドメイン指定受信に「touroku@osaka-bousai.net」を登録してください。また、URL付メール受信拒否、宛名設定等の各種設定を解除してください。

■おおさか防災ネット

「おおさか防災ネット」は、大阪府と府内の市町村が共同して、府民のみなさまに気象・地震やライフライン情報、災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供するポータルサイトです。

～「おおさか防災ネット」で提供する主な内容～

- 緊急にお知らせする情報
- 発令されている避難勧告・指示
- 地震・津波・台風などの情報
- 気象に関する注意報・警報
- 災害時の交通・道路・ライフライン情報
- 府内高所カメラの映像
- 府内各市町村のポータルサイト

○「おおさか防災ネット」大阪府のページ

<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>

○「おおさか防災ネット」岬町のページ

<http://www.osaka-bousai.net/misaki/index.html>

▶問合せ／危機管理担当 ☎492-2759



防災行政無線を用いた 全国瞬時警報システムの試験放送を実施します。

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国の緊急情報を、岬町防災行政無線を通じて町民のみなさまへ確実に伝えるため、全国一斉に行われる情報伝達訓練に参加します。

▶放送日時/8月5日(水)11時頃

▶情報伝達手段/岬町防災行政無線

▶放送内容/

- 開始チャイム音
- 「これは、Jアラートのテストです。」×3回
- 「こちらは岬町役場です。」
- 終了チャイム音

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



▶問合せ/危機管理担当 ☎492-2759

8月は電気使用安全月間です
たこ足配線はやめましょう

経済産業省 主催

http://www.ksdh.or.jp
277
▼問合せ/一般財団法人関西電気保安協会 企画広報グループ ☎06-7507-1277

コードや配線器具には電気を流してよい限度があります。テーブルタップなどを使つてたこ足配線をする、過度の電流が流れて大変危険です。使用機器を選択して減らすなどの対策をしましょう。また、テーブルタップに多口コンセントを併用すると、プラグの差し込みが甘くなりやすく、接触不良による過熱発火のおそれがありますので、注意してください。

電気は常に安全を心がけ、ムダなく使いましょう

最近、泉南警察署管内では、下半身を露出する不審者の目撃情報が多数寄せられています。

「音楽プレーヤーを聴きながら」「携帯電話の画面を見ながら」といった「ながら歩き」

不審者に注意!!



▼問合せ/生涯学習課 ☎492-2715

▼開放施設/淡輪公民館、岬町青少年センター

昨年たくさんの方にご利用いただいた「夏の自習スペース」。夏休み中の宿題や受験勉強にご利用いただけるように、今年は2カ所岬町内施設にて自習スペースを開放します。開放期間や時間は、各施設によって異なりますので、岬町ホームページなどでご確認ください。

▼開放施設/淡輪公民館、岬町青少年センター

岬町「夏の自習スペース」を今年も開放します!

人の動き

令和2年7月1日現在

	世帯数	人口	男	女
世帯/人	7,500	15,335	7,219	8,116
前月比	-3	-37	-17	-20

は注意散漫となり、不審者が近づいても気付けません。

○暗い時間や人通りの少ない道の一人歩きはできるだけ避けましょう。

○時々後ろを振り向いて、不審者につけられていないか確認しましょう。

○防犯ブザーを身につけるなどの対策をしましょう。

○恐怖を感じたら大声で助けを求めましょう。

▼問合せ/大阪府泉南警察署管内防犯協会 ☎471-1234

各課業務内容のご案内



以下は、岬町役場における各課の業務内容です。お問い合わせ等にお役立てください。

部	課	係	業務内容	直通番号
戦略室 まぢづくり	町長公室担当 (秘書担当) (人事担当)		町長・副町長の秘書、儀式、褒賞、表彰、職員の採用・人事・給与	☎492-2769 ☎492-2728
	政策推進担当		航路再生、広域観光	☎492-2725
	危機管理担当		地域防災、消防団、安全なまちづくり、防犯委員、自治区	☎492-2759
総務部	総務課	総務管理係	物品の調達、町有普通財産管理、財産区、庁舎管理	☎492-2721
		情報法制係	文書管理、条例等の改廃、工事等の契約・検査、選挙管理委員会、各種統計、情報施策、情報公開	
	企画地方創生課	地方創生係	地方創生、広報・公聴、町政・法律相談、総合計画、NPO法人の認証、ボランティア団体、協働施策、国際交流、町民憲章、広域行政、地方分権、ふるさと納税	☎492-2775
	人権推進課	人権推進係	人権啓発事業の総合企画および啓発指導	☎492-2773
財政改革部	財政改革課	財政改革係	予算の編成・町債・財政計画、状況の公表・行財政改革	☎492-2780
	税務課	課税係	町府民税、軽自動車税(種別割)、町たばこ税の賦課、住民税課税(非課税)証明書、仮ナンバー発行、原付等の登録、固定資産税、特別土地保有税の賦課、地番図、固定資産評価証明書、住宅用家屋証明書、り災証明書	☎492-2752 ☎492-2757
		納税係	町税の収納、納税貯蓄組合、納税証明書、固定資産評価審査委員会、徴収滞納処分、換価処分	☎492-2765 ☎492-2737
都市整備部	土木下水道課	土木係	町道・橋の改良・維持補修、道路の災害復旧、港湾・街灯・防犯灯・水門管理・河川・水路の維持管理	☎492-2744
		下水道係	下水道事業の設計・施工・維持管理、合併浄化槽補助、漁業集落排水事業施設の維持管理・水質管理、受益者負担金賦課徴収事務	☎492-2026
	建築課	住宅管理係	町営住宅の維持管理	☎492-2736
		建築係	町有建物の新設・増改築・営繕、都市計画、開発許可、建築確認、住居表示	☎492-2746
	産業観光促進課	産業振興係	農林水産業・畜産業・商工業の振興、都市公園、消費者行政、労働、農業委員会	☎492-2749
		観光推進係	観光の振興、観光資源の開発、ロケーション支援、ビーチバレー、海水浴場	☎492-2730
二国推進課	二国推進係	第二阪和国道関係	☎492-2751	
会計室	会計課	会計係	支出命令書等の審査、金銭の出納および資金管理	☎492-2784



しあわせ創造部	住民課	住民係	戸籍届出、住民登録、印鑑登録、証明書発行(戸籍・印鑑証明・住民票 等)、マイナンバーカード交付、旅券事務	☎492-2713
	生活環境課	生活環境係	し尿・ごみ処理、墓地、火葬場、飼犬登録、狂犬病予防、公害防止、交通安全啓発	☎492-2714
		公共交通係	コミュニティバスの運行	
	保険年金課	保険年金係	国民健康保険、老人医療、国民年金、後期高齢者医療	☎492-2705
	福祉課	福祉係	障がい者福祉、地域福祉、生活保護、戦没者援護、民生委員、難病患者対策	☎492-2700
		高齢介護係	高齢者福祉、老人憩いの家、地域包括支援センター	☎492-2716 ☎492-2703
		保健医療係 (保健センター)	健康増進、感染症その他疾病の予防、各種予防接種、母子、歯科、精神保健、薬物乱用防止、献血の推進	☎492-2424
	子育て支援課	子育て支援係	児童福祉、ひとり親医療、保育所、こぐま園、学童保育、子ども手当、乳幼児医療	☎492-2709
		多奈川保育所	就労や病気などのために昼間、子どもを家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	☎495-5030
		深日保育所		☎492-4955
		淡輪保育所		☎494-3567
		こぐま園	子どもの療育、療育相談	☎492-1131
		子育て支援センター	育児相談、子育て支援	☎492-1350
		保育所給食	保育所給食の調理	
教育委員会事務局	学校教育課	学校教育係	学校施設の整備・維持、就学、転校、学校保健	☎492-2719
		淡輪幼稚園	園児の保育及び教育	☎494-3001
		学校給食共同調理場	学校給食の調理	☎495-5005
	指導課		学校教育の企画、指導助言、教育課程、学校指導、教職員の研修	☎492-2719
	生涯学習課	生涯学習係	青少年育成・指導、社会教育、社会体育団体、社会教育施設等の管理運営、社会体育施設の設置・管理、その他生涯学習に関すること	☎492-2715
		歴史文化係	文化財、岬の歴史館業務	☎492-2324
事務局 議会	議会総務課	庶務係	本議会、委員会、会議録、請願、陳情	☎492-2785

■上水道に関すること

平成31年4月1日から「大阪広域水道企業団」が岬町水道課に代わり、岬町のみなさまに水道水をお届けしています。

岬水道センター		水道用水の供給、水道施設の整備、水道施設の管理など	☎492-4140
	水すいセンター	上下水道料金の徴収、水道メーターの検針、水道の開閉栓など	☎492-5848

8月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3 乳幼児育児健康 相談(7月号)	4 人権相談 (P21)	5	6	7	8
ア	アピさ生歴	淡ア歴			と	
9 らくがきクラブ (P10)	10<山の日>	11	12 出張ほのぼのク ラブ(P10) 法律相談(P21)	13	14 消費者相談 (P21)	15
	淡アさ生歴	淡ア生歴	ア		アと	ア
16	17	18 人権相談、相続・ 遺言相談(P21)	19 行政相談(P21)	20	21	22 定例おたのしみ 会(P10)
ア	アピさ生歴	淡ア歴			と	淡
23 親子で楽しむ“わ らべうた”(P10)	24	25	26 出張ほのぼのク ラブ(P10) 法律相談(P21)	27	28	29
	アピさ生歴					
30	31					
ア	アピさ生歴	淡ア歴			と	

淡=淡輪公民館休館日 ア=アップル館休館日 ヒ=ピアッツァ5休館日 さ=さんぼるた(深日港観光案内所)休所日
生=生涯学習課(青少年センター・文化センター)休館日 歴=岬の歴史館休館日 と=とっとパーク小島休園日

※詳しい内容は掲載ページをご覧ください。()内の数字は掲載ページまたは掲載号





各種相談

Consultation

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
法律相談(予約制)	8月12日(水)・26日(水) 14時～17時(定員6名)	○役場監査委員室(12日) ○第2庁舎1階会議室(26日) 企画地方創生課 ☎492-2775
行政相談(予約制)	8月19日(水)10時～12時 (おひとり様につき、15分ずつの相談となります。)	○役場相談室 企画地方創生課 ☎492-2775
障がい者相談	○愛の家「みらい」相談室 24時間対応(夜間は電話対応)	○愛の家「みらい」相談室 ☎494-1200 ☎494-0102/✉mirai@ainoie.jp
	○障がい者出張相談(要予約) 8月26日(水)13時30分～15時	○役場相談室 福祉課 ☎492-2700
介護相談	〈平日〉9時～17時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058
教育に関する相談	〈平日〉13時30分～15時(要予約)	○学校教育課・指導課 ☎492-2719
消費者相談	8月14日(金)13時～16時	○役場監査委員室 産業観光促進課 ☎492-2749
人権擁護委員による 人権相談 ※1	8月4日(火)・18日(火) 13時30分～15時	○住民活動センターC 人権推進課 ☎492-2773
人権協会による 人権相談 ※1	月・火・木曜日(祝日は除く)の 9時～16時(12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	水・金曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
総合生活相談 ※1	火・水・木曜日(祝日は除く)の 9時～16時(12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	金曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
地域就労支援相談 ※1	火・水・金曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・木曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～12時45分は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
障がい者就労・生活相談	〈平日〉9時～17時	○NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867/☎463-7890
保健師健康相談	〈平日〉9時～17時30分	○保健センター ☎492-2424
乳幼児育児健康相談	9月7日(月)10時～11時30分	○保健センター ☎492-2424
育児相談	〈平日〉10時～16時30分	○子育て支援センター ☎492-1350
療育相談	〈平日〉10時～16時30分	○こぐま園 ☎492-1131
相続・遺言相談(予約制)	8月18日(火)13時～16時 ※行政書士による相談を行います。	○保健センター 予約/企画地方創生課 ☎492-2775
出張福祉なんでも相談	新型コロナウイルス感染症予防のため 休止しております。	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058 ○いきいきネット相談支援センター ☎492-2955(平日相談も受け付けています。) ○岬町社会福祉協議会 ☎492-0633
生活困窮に関する相談 (随時の場合は要予約)	8月12日(水)14時～16時	○大阪府岸和田子ども家庭センター 生活 福祉課 はーと・ほっと相談室 ☎441-2760

※1 新型コロナウイルス感染症予防のため、できるだけ電話相談をご利用ください。

※災害等やむを得ない事情により開催できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。





受賞おめでとうございます

令和2年春の叙勲において、長年にわたる社会福祉活動への功績が認められ、元民生委員・児童委員の藤原 法子さんが瑞宝単功章を受章されました。

藤原さんは、民生委員・児童委員を30年務められ、また、岬町民生委員児童委員協議会副会長を3年、会長を6年歴任され、本町の地域福祉の増進に多大な貢献をされました。

藤原さんの功績に敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。



▶問合せ／福祉課福祉係 ☎492-2700

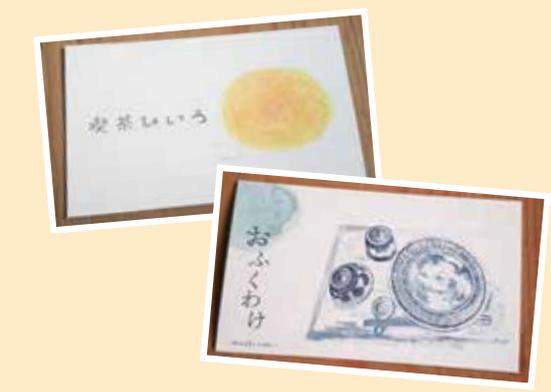
まちづくり エディター通信

vol.19



エディター 川口

まちづくりエディターの川口です。令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症拡大で社会を取り巻く環境が大きく変化していく中、町内の方々がどれほど大きな影響を受けたか推しはかることは私にはできません。私たちエディターや交流館に関わる人たちの活動も大きく変わり、3月よりイベント自粛・館貸出事業の停止、4月からはシェアキッチン事業休業となりました。改めて人が集る楽しさ、当然のように過ぎていた寧静な時間の有り難さを感じ深く感じておりました。



緊急事態宣言解除後の6月中旬からはまず、シェアキッチン(カフェおふくわけ・喫茶ひろ)を再開いたしました。以前のようにお越しいただけるか不安でしたが、再開を楽しみにお待ちいただいていたお客さまとお会いできて嬉しかったです。

たことは大変うれしい出来事でありました。ありがとうございます。

今後、感染予防対策を行い、みなさまと一緒に過ごせる時間を大切にしたいと思っております。

またお越しくください。

▼問合せ／まちづくり交流館 (多奈川谷川340016 多奈川駅徒歩1分) ☎49212775(企画)

まちづくりエディターって?

町外から本町に移住してきたまちづくりエディターは、まちの地域資源や空き家を活用した事業や移住者支援、農漁業の活性化、それら事業に関わる広報など地域活性化に向けた事業に取り組んでいます。現在、多奈川駅前の元旅館を改装したまちづくり交流館で活動しています。まちづくり交流館では貸館事業を行っています。ぜひお越しくください。

